

議題：第16号

甲府遺産の認定について

1 甲府遺産について

甲府遺産制度は、「甲府市文化財保存活用地域計画」の具体的措置の一事業であり、身近にある未指定の文化財に目を向け、「甲府遺産」に認定して地域内外への認知を広げ、保存・活用を推進することにより、地域全体で受け継いでいく「こころ」の醸成と地域の発展に資することを目的とし、令和6年度から認定（※）している。

※令和6年12月16日に4件（羽黒大宮神社と荒木大神宮・中道往還と迦葉坂の石仏群・千松院境内の信玄堤・松林軒の看板）を認定した。

2 申請から認定

- ①市内に所在する未指定の文化財について申請受付
- ②甲府遺産認定審査会にて審査
- ③甲府市教育委員会へ甲府遺産認定審査会より審査結果報告
- ④甲府市教育委員会が認定

3 認定後の活用

認定後は、「地域の発展」「子どもへの郷土愛の醸成」「観光の振興」の3つをキーワードに申請者や所有者の了承を得たうえで、市民主導により活用していく。

4 令和6年度申請分の認定について

昨年6月18日から7月30日に募集したところ、2件の応募があった。

3月26日に開催した甲府遺産認定審査会による審査の結果、次の1件が甲府遺産認定対象との報告があったことから、甲府遺産に認定する。

喜久乃湯温泉（所在地 朝日5丁目）

新婚時代を甲府で過ごした太宰治が通った銭湯として広く知られ、甲府における近代の市民生活（文化・文学）の一端を今に伝える。また、まちなかから湧出する「温泉銭湯」として、甲府らしさのひとつでもある。

文学史の上でも貴重な遺産であることが代々伝えられ、店内に掲示するとともに情報を広く発信するなど積極的に活動しており、長く地域住民に親しまれているとともに、市外からの来訪者も多く、継続性が期待されることから、甲府遺産にふさわしいとの審査結果である。

5 添付資料

＜資料1＞令和6年度認定審査結果

＜資料2＞令和6年度関係写真

以上

議題：第16号

【認定審査結果】 甲府遺産 令和6年度申請分

No.	名称	1 甲府らしさ	2 意欲	3 活動頻度・継続性	4 発展性	<審査結果>
1	澤田屋の菓子木型	近世城下町・近代県都「甲府」における菓子文化の継承は甲府らしさを強く反映したものである。他方、落雁製造とその用具は全国的に広く受け継がれるものであり、それだけをもって「甲府らしさ」とするのには意見が分かれるところである。 例えば、澤田屋の「くろ玉」は「甲府らしさ」そのものであり、その他の和菓子も含めることで「甲府らしさ」となるだろう。また、老舗菓子店ゆえ製造用具のみならず、製造技術、のれん、包装紙、記録類など多様な遺産があると考え、また、一部は今の製造に至る時代変遷などがみられればなお興味深い。 審査委員会として澤田屋の甲府遺産としての価値は認めるところであるが、上記の点を含むより深い検討がその価値を高め、活用にも資すると判断した。市教委とともにこうした点を整理・検討し、改めての申請を期待したい（その結果、申請件数が複数になることもよいのではないかと考えられる）。	申請者は伝統の継承を重視され、木型等を店内で展示している。また、ホームページや「お便り」などでも積極的に発信されており、甲府遺産認定により、その訴求力がさらに高まり、遺産の継承、価値の共有にもつながると考えられる。	店舗等で日常的に展示や発信が行われており、多くの人の目に触れるところである。 こうした取り組みは、市民が歴史文化に触れる機会を広げるとともに、甲府市街地の観光回遊性を高めるうえでも重要な役割を担いうるものと考えられる。	本件の甲府遺産認定により、澤田屋のみならず甲府の菓子文化全体の発信にも繋がり、波及的効果は大きい。また、文化遺産としての価値評価が商品に付加価値を与え、保存と活用の好循環を生み出すことも期待される。 その点においても、認定の対象は木型だけでよいのか、澤田屋の価値は何をどのような単位（一括か個別か）で認定することで最も表現できるのかをより検討すべきと考える。	有形・無形の諸要素を総合的に把握し、「甲府らしさ」を反映した要素の拡大／再申請が適切である。
2	喜久乃湯温泉	新婚時代を甲府で過ごした太宰治が通った銭湯として広く知られ、甲府における近代の市民生活（文化・文学）の一端を今に伝える。建物内部の家具や看板は昭和の風情を良好に残し、太宰の時代に思いを馳せることができる。 また、喜久乃湯温泉を含む、甲府の銭湯はすべてが温泉であり、まちなかから湧出するのも甲府らしさのひとつである。「温泉銭湯」を表す文化資源としても重要である。	観光客の来訪も多く、文化発信に対する所有者（経営者）の意欲は高い。地域住民や観光客が喜久乃湯温泉に集い続けることそのものが甲府の文化の継承であり、所有者（経営者）はそれを目指そうとしている。	日々、県内外から登山・歴史・文学愛好者などが訪れており、銭湯として賑わっている。 特別な活動がなくとも、営業そのものが文化の継承であり、生きている文化資源といえる。	甲府市の観光発信でも太宰治ゆかりの地をめぐるコースなどが積極的に発信されており、喜久乃湯温泉周辺にはそれに関連する場所も多い。また、所有者の活用・発信に対する意識も高い。 甲府遺産認定を通じて、文化資源としての価値を顕在化させ、魅力発信の強化に繋がる。また、それにより利用が増えることで文化資源の保存継承に繋がり、保存と活用の好循環を創出することができる。	認定が適切である。



【喜久乃湯温泉】（上）銭湯正面
（下）太宰治の紹介



お手軽に温泉タイム!

喜久乃湯温泉は、昭和元年創業の歴史ある“正統派”銭湯。温泉の泉質はカルシウム、ナトリウム—硫酸塩泉、カランやシャワーも源泉の湯です。広々とした浴場・脱衣場で、超音波、ジェットも完備。また入浴料金でサウナにも入れます! たっぷりとしたスペースの脱衣場とコミュニケーションに効果的な円形湯舟のある浴場は大好評。また4種類の温度の湯舟があり、それぞれ好きな温度でのお湯が楽しめます。開放感のある浴場と癒しの湯で、くつろぎの温泉タイムをお気軽に堪能してください。

あの太宰治が通った温泉!

文豪・太宰治が通った山梨の名湯、喜久乃湯温泉。昭和14年、新婚時代この町に住んでいた太宰は、毎日3時頃まで机に向かい、それからこの喜久乃湯温泉でお風呂につき、夕方自宅に帰ってから飲むのが常だったそうです。喜久乃湯温泉は、下駄箱、木製ロッカー、籐製脱衣かご、手書き看板など、昭和の香りが今でも残る懐かしの湯処です。牛乳もコーラも昔ながらのびんタイプ。レトロな雰囲気に浸って、昭和の時代にタイムスリップできる貴重な温泉なのです。



48畳の休息スペース!

たっぷり温泉に入ってゆっくり休みたい方は、48畳の二階大広間をご利用ください。もちろん温泉は入りたい放題、お好きな時間に何回でもお湯につかれます。たっぷり温泉に入った後は、ゆっくり寝るもよし、気ままに友達とおしゃべりもよし、飲んで食べてリラックス。日頃のストレスが解消でき心身共にリフレッシュできます。

- ◎大広間使用料：お一人様 ¥900 (入浴料込み)
- ◎食べ物・飲み物持ち込み可。
- ◎温泉は何回でも入れます。



【喜久乃湯温泉】 パンフレット（抜粋）

議題：第 17 号

令和7度 甲府市武田氏館跡歴史館の 臨時開館について

1 臨時開館日

昨年度から指定管理者制度導入により運営主体者が民間事業者へと移行しているが、指定管理者から令和7年5月9日付で次の定休日の臨時開館の申請があった。

申請のあった臨時開館日は、夏休み期間で家族での来館者も多く、毎年小学生の夏休みの研究などで訪れる方も多し。また、夏季においてはお盆期間が最多の来館者数となることから、来訪者の利便性も考慮し、臨時開館とする。

臨時開館日：令和7年7月22日（火）
7月29日（火）
8月5日（火）
8月12日（火）
8月19日（火）
合計 5日間

2 甲府市武田氏館跡歴史館条例

第6条 歴史館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その翌日）

議題：第 18 号

夏季期間における甲府市立図書館の開館時間変更について

甲府市立図書館の開館時間は、甲府市立図書館条例施行規則（平成 8 年教委規則第 17 号）第 3 条の規定により午前 10 時からとなっているが、小中学校が夏休みに入る夏季期間については、利用者の増加が見込まれることから、同条ただし書きの規定を適用し、これまで繰上げ開館を行ってきた。

今年度においても、小中学校が夏休みに入る夏季期間は、開館時間を午前 9 時 30 分からとする。

実施期間：令和 7 年 7 月 19 日（土）から 8 月 27 日（水）まで

開館時間

平日：午前 9 時 30 分から午後 7 時まで

土日祝日を：午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

含む休日

以 上

議題：第 18 号

○甲府市立図書館条例施行規則（抜粋）

（開館時間）

第 3 条 図書館の開館時間は、午前 10 時から午後 7 時（土曜日、日曜日及び休日（1 月 1 日を除く国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下同じ。））は、午後 5 時）までとする。ただし、甲府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（平 13 教委規則 4・平 16 教委規則 2・令 3 教委規則 1・改）